

「社会保障の給付と負担の見通し」についての意見

民主党・新緑風会 辻 泰弘

過般の厚生労働委員会において提出を求めた「社会保障の給付と負担の見通し」については、2年前の年金法案審議の過程で提示されたものと全く同様の形式で提出されるべきものとする。具体的には、以下に示す通りである。

なお、国権の最高機関である国会が、法律に基づかず、官房長官の決裁によるにすぎない「社会保障の在り方に関する懇談会」に従属すべきであるかのごとき対応は容認できない。

○表紙の表題「社会保障の給付と負担の見通し」には、平成16年5月版と同様に、「—平成18年6月推計—」と表記すべきである。

「在り方懇」には既作成分を5月に提出しているが、「負担の内訳」と「被用者（サラリーマン）の社会保険料率の見通し」は6月に追加して推計したものである以上、それを素直に表記すべきである。

○1ページ目に、既作成分の8ページ目に当たる「結論部分」が収載されるべきである。

既作成分は「結論部分」が後の方にあって極めてわかりにくい。

推計は、「結論部分」を示すことこそが第一義的な目的である。

前提は、「結論部分」の後に付記すべきである。

その他の解説資料等は、その後に付すべきである。

○既作成分の8ページ目の表題「社会保障の給付と負担の見通し」の後には、平成16年5月版と同様に、（平成18年6月推計）と表記すべきである。

○平成16年5月版では2025年度を2015年度と同じ位置づけにしていたにもかかわらず、今回の推計においては間隔を空け、理由もなく（参考）としての扱いに格下げしたことは問題である。将来推計に対して責任回避をはかるがごとく、後退した姿勢を示すことは許されない。

「将来推計人口」も「年金財政計算」も「国民医療費の将来推計」も区切りを設けてはいない。それらは全てが推計に基づくものである。そもそも、将来推計は参考として考えられるべき性格のものである。

もし、2025年度を参考値とするなら、参考値ではない2015年度の数値については、担当者がその実現に責任を持つとでもいうつもりなのか。然らば、そのような意思表示をすべきである。

上記の理由により、2025年度の表記と位置づけは平成16年5月版と全く同様に扱うべきである。その際、あくまでもいくつかの前提を置いた上での推計であることを強調しておくことは差し支えない。

○「被用者（サラリーマン）の社会保険料率の見通し」（2025年）も前提において推計するものである以上、前提の説明の前、「結論部分」の後に収載されるべきである。

以上

<2006年6月8日 参議院厚生労働委員会提出>